

大阪地裁総第1167号

令和8年10月15日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和8年8月4日付け（同月7日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和5年3月、大阪地裁が大阪弁護士会に対し、「共犯事件で処分されるケースで、従前は『先行事件が係属している部に後行事件も配点してもらいたい』という要望が検察官からあった場合でも、機械的に配点していたが、今後は原則同じ部に配点する」「なお、その後併合するかどうかは、各部の判断による」旨の連絡をした際の文書、及びこれに対する大阪弁護士会の申し入れに関して作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6363）1281（内線4122）